

事例の見方

製品名 及び 協定名

事例の製品名と協定名を記載しています。

製品名	ばれいしょの調製品	HS番号	第2005.20号 (HS2002)
協定名	日マレーシア協定	特惠符号 <small>(申告時の原産地証明書の記載)</small>	A (完全生産品)
品目別規則	第2005.10号又は第2005.20号の製品への他の類の材料からの変更（第7類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）		
概要	材料を確認したところ、非原産材料である第7類のばれいしょを使用していることが判明。当該第7類の非原産材料は、品目別規則に定める東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫されたものではないことから、品目別規則を満たさない。したがって、日マレーシア協定上のマレーシア原産品と認められない。		

HS番号

事例の製品のHS番号を、4桁（項）又は6桁（号）で表しています。

（）内は各協定で使用されたHS番号のバージョンを記載しています。

現在のHS番号との相違は①又は②によりご確認ください。

①過去の実行関税率表

<https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

②WCOのホームページに掲載されている相関表

<https://www.customs.go.jp/roo/search/product/index.htm>

特惠符号（申告時の原産地証明書等の記載）

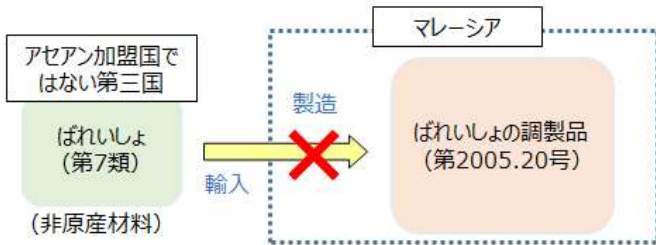
輸入申告の際、税関に提出された原産地証明書等に記載されていた符号です。

品目別規則（品目別原産地規則）

論点となった規則を抜粋して記載しています。

概要

事例の概要を記載しています。



品目別規則を満たすための要件

非原産材料のばれいしょは、**ASEAN加盟国**である**第三国**で**収穫等**されていることが必要